

国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令案の概要

令和 5 年11月

法務省矯正局

1 改正の趣旨

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 2 8 号）の一部の施行に伴い、共助刑の執行において刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）を適用する場合に必要な技術的読替えを改めるものである。

2 改正の概要

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国際受刑者移送法（平成 1 4 年法律第 6 6 号）第 2 1 条の規定に係る技術的読替えを定めた国際受刑者移送法施行令（平成 1 4 年政令第 3 4 9 号）第 1 条について、共助刑の執行において刑事訴訟法を適用する場合に必要な技術的読替えを改める。

3 施行期日

刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 1 1 月 1 5 日）